

医療施設（診療所）の概要について

- (1) 用途：診療所（病床数 0床）
- (2) 診療科目：内科、外科、整形外科及び歯科を予定
- (3) 施設概要
 - ・病院建物：延床面積1,300㎡程度とし、階数は2階を上限とする（ただし、観光関連施設と合築する場合は3階を上限とする。）。
 - ・その他：駐車場、自転車置場、屋外倉庫、外構ほか
 - ※ 感染症等対策を考慮し、観光関連施設と医療施設の出入り口は別とし、導線も分けること。
 - ※ この施設概要は、プロポーザルに当たっての前提条件として示したものであり、確定したものであるのではない。
- (4) 一日当たり患者数：約120名
- (5) 必要諸室

医科	診察室	4室
	処置室	1室
歯科	診察室	1室
	技工室	1室
診療部門その他	スタッフスペース	1室
	相談室	1室
	経過観察室	1室
	待合	4室
放射線部門	一般撮影室	1室
	歯科撮影装置室	1室
	操作室	1室
リハビリ部門	リハビリ室	1室
	スタッフスペース	1室
	温浴施設	1室
薬局	薬局	1室
	保管搬送室	1室
	機械室	1室
事務	事務室	5室
	カルテ庫	1室
訪問看護ステーション	事務室	2室
	書庫	2室

※ 各諸室の必要面積は、医療法（昭和23年法律第205号）及び関連法等を遵守すること。

- (6) 整備する医療情報システム
 - ・ネットワーク工事院内で使用するシステム機器間を接続するため、院内ネットワークを整備。

- ・電子カルテシステム（看護業務支援システム含む）
高松市立みんなの病院の電子カルテシステムを改修し、連携が図れるように整備。
- ・医事システム
患者登録、受付機能、会計処理等を行う医事システムを整備。
- ・放射線システム
患者受付や統計処理を行う放射線システムを整備。
- ・調剤支援システム
調剤の適正な情報管理と在庫管理を実現するため、調剤支援システムを整備。